

介護保険



● 障害者施策によってホームヘルプサービスを利用してきた低所得の人など

対象者	65歳前1年間に障害者施策によるホームヘルパーの派遣実績があるか(制度開始時にホームヘルパーの派遣実績のある65歳以上の障害者のうち、65歳前の障害を原因として障害者手帳の交付を受けている人を含む) または、特定疾病により要介護・要支援となった第2号被保険者で、かつ、生計中心者が所得税非課税の人(生活保護受給者を含む)	
訪問介護利用者負担率	平成12年度～平成16年度	3%
	平成17年度以降	未定
備考	申請により減額認定証を交付します いったん課税対象となっても、その後非課税になれば再び対象となります。	

● 社会福祉法人等による利用者負担減免

低所得者で特に生計が困難な利用者については、介護サービスを提供する社会福祉法人が次のとおり利用者負担を減免する場合があります。(この減免措置は社会福祉法人自体が社会的役割を鑑み実施するものです。減免を実施するかどうかは各法人ごとの申し出によります)

減免対象介護サービス	社会福祉法人が提供する訪問介護・通所介護・短期入所生活介護・介護老人福祉施設サービス
対象者 (生活保護受給者を除く)	世帯全員が住民税非課税かつ老齢福祉年金受給者 世帯全員が住民税非課税で、利用者負担が減額されなければ生活保護になってしまう人 世帯全員が住民税非課税で、利用者の年収入額が42万円以下の人
減免の程度	利用者負担の2分の1を減免(食事・日常生活費を含む) 旧措置入所者の場合は、日常生活費のみ減免
備考	申請により減免確認証を交付します。 社会福祉法人が減免を実施しているかどうかについては、保健福祉課または直接各社会福祉法人へお問い合わせください。 町は利用者負担の減免を実施した社会福祉法人に対して、減免金額の一部を助成します。

問い合わせ・申請先 保健福祉課(老人福祉センター内) ☎(84)4926